

スライド相談窓口の設置について（お知らせ）

今般、建設工事に使用する燃油・建設資材等の価格が高騰しており、工事受注後の請負代金額が不相当となる恐れが生じております。このような事象が生じた場合、建設工事請負契約約款第26条（スライド条項）を適用し、請負代金額の変更が可能となっております。

スライド条項の運用に関して、周知や制度の理解を図るため、受注者からの問い合わせや相談を受け付ける総合的な窓口として、「スライド相談窓口」を令和4年6月15日より各総合支庁産業経済部の工事発注課に設置いたします。

記

1 スライド相談窓口の業務*

- 1) 建設工事請負契約約款第26条（スライド条項）運用に関する周知
- 2) スライド変更等に係る受注者からの問い合わせ、相談受付
- 3) 相談事案に係る工事担当職員との調整

※対象となる業務は農林水産部所管事業に限ります。

2 スライド相談窓口の設置場所

各総合支庁産業経済部農村計画課内（課長補佐（計画調整担当））

〃 北村山、西村山、西置賜農村整備課内（課長補佐（工事担当））

〃 産業経済部農村整備課内（技術主幹）

置賜総合支庁産業経済部農村整備課内（課長補佐（工事担当））

3 窓口設置期間

令和4年6月15日から当面の間